

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：淡路市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	111.0%
全職員	64.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	95.3%
本庁課長相当職	96.5%
本庁課長補佐相当職	101.1%
本庁係長相当職	96.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	0%
31～35年	95.0%
26～30年	95.9%
21～25年	95.2%
16～20年	84.9%
11～15年	101.3%
6～10年	84.3%
1～5年	79.6%

【説明欄】

・勤続年数1～5年の職員区分では、県教育委員会等からの派遣職員を含んでおり、派遣職員における男性の割合は100%のため、男女の給与の差異に表れている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。